

ふくしま産業活性化企業立地促進補助金募集要領（令和8年度募集）

1. 事業の目的及び補助対象事業について

（1）事業の目的

ふくしま産業活性化企業立地促進補助金交付要綱に定めるところにより、将来性と成長性が見込まれるとともに、地域経済への波及と地域振興への貢献が期待される県内に立地する企業に対し、予算の範囲内でふくしま産業活性化企業立地促進補助金を交付し、県内における製造業等の民間企業の生産拡大及び雇用創出を図り、もって地域経済の活性化に寄与することを目的とします。

（2）補助対象企業

- ① 製造業に係る工場又は研究所を設置する企業
 - ② 自ら使用するための物流施設を設置する企業
 - ③ 次世代自動車関連産業投資企業（※1）
 - ④ 成長産業投資企業（※2）
 - ⑤ カーボンニュートラルの実現に資する投資を行う企業（※3）
 - ⑥ ICT 関連産業投資企業（※4）
 - ⑦ 知事が特に認める企業
- （※1）交付要綱第3条(1)に定める、次世代自動車に関する構成部品や要素技術の参入等に対応するための投資を行おうとする企業
- （※2）交付要綱第3条(1)に定める、再生可能エネルギー関連産業、医療機器関連産業、ロボット関連産業、航空宇宙関連産業に係る投資を行おうとする企業
- （※3）交付要綱第3条(1)に定める、国のグリーン成長戦略の14分野のうち、カーボンニュートラルの実現に資する投資を行おうとする企業
- （※4）交付要綱第2条(10)及び第3条(4)に定める、日本標準産業分類に掲げる「情報サービス業」及び「インターネット附随サービス業」の用に供する施設並びに「映像・音声・文字情報制作業」を営む者がデジタルコンテンツを制作する施設

（3）補助対象事業

補助対象となる企業が次の施設（①～④）で行う、建物及び設備を取得して操業する事業を対象とします。

- ① 工場
製造業の用に供される施設
- ② 物流施設
自ら使用するために建設する倉庫、配送センター又は流通に伴う簡易な加工を行う事業場

③ 試験研究施設

製造業を営む者が、高度な技術を製品開発に利用するための試験研究を行う施設

④ コールセンター等の対事業者サービス業の施設

コールセンター、データセンター又はそれに類似する施設での対事業者サービス業の施設、情報サービス業又はインターネット付随サービス業の用に供される施設

原則として、補助対象企業としての指定（以下「指定」という。）を受ける前に着手（発注・購入・契約等）したものは補助対象となりません。

なお、本補助金の指定申請に併せて、事前着手承認申請書が提出され、知事が承認した場合に限り、その承認日から指定日までの間の発注・購入・契約等を特例として補助対象とすることができます。

ただし、事業の事前着手が承認された場合でも、指定を約束するものではありません。

（注）県に事前に相談した上で、本補助金の指定申請書類一式と併せて事前着手承認申請書を提出してください。なお、事前着手承認申請書の修正・追加提出等は認められません。

2. 補助率及び補助対象経費等について

（１） 補助対象経費

建物及び設備の取得に要する投下固定資産額（地方税法第 341 条に規定する固定資産のうち工場等において当該業務の用に供するものの取得価格の合計額（消費税及び地方消費税を除く。）をいう。）となります。

ただし、次の費用は対象外となります。

- 土地取得・造成に係る経費
- 既存建物・設備の撤去・解体費、建替・入替・更新費、移転費
- 事務用品などの消耗品、備品、予備品費
- 自動車等車両の購入費
- 可動性・汎用性があり、目的外使用になり得るものの購入費
- 設備等のリース費用、賃借料
- 中古市場において、その価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費
- 上記のほか不適切と認められる費用（上記はあくまで代表例です。）

（２） 補助対象地域

県内全域

（ただし、経済産業省が実施する「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金（製造・サービス業等立地支援事業）」の対象地域を除く）

(3) 補助率等

① 補助率

対象企業	投下固定資産額	補助率	
		新 設	増 設
①製造業に係る工場又は 研究所を設置する企業	1 億円以上 (地域活性化等枠に該当する 場合は5千万円以上)	1 0 % 左記③④⑤のみ	5 % 左記③④⑤のみ
②自ら使用するための物 流施設を設置する企業	1 0 億円以上	1 5 % 左記③④⑤のみ	1 0 % 左記③④⑤のみ
③次世代自動車関連産業 投資企業		2 0 %	1 5 %
④成長産業投資企業	5 0 億円以上	2 0 % 左記③④⑤のみ	
⑤カーボンニュートラル の実現に資する投資を 行う企業		2 5 %	
⑦知事が特に認める企業			
⑥ICT 関連産業投資企業	1 千万円以上	1 0 %	5 %

ア 「新設」は、県内に新たに進出した企業が工場等を設置し、操業開始することを指し、「増設」は、既に県内に工場等を有する企業が新たに工場等を設置し、操業開始することを指します。

イ ③次世代自動車関連産業投資企業、④成長産業投資企業、⑤カーボンニュートラルの実現に資する投資を行う企業(※)、⑥ICT関連産業投資企業に該当するかどうかは、指定申請書及び事業計画等の内容等を勘案し、最終的に県が判断します。

※ 製品の製造過程及び使用過程でどのようにカーボンニュートラルを実現するかについて、可能な限り定量的に根拠を示しつつ記載してください。

ウ 地域活性化等枠

企業誘致に関する独自の優遇制度を有する市町村でかつ、以下のいずれかに該当する地域において工場等を新設又は増設する企業、又は IoT 関連機器など省力化を目的とした機器を導入する企業に対して補助金を交付する場合があります。

- (ア) 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 2 条第 1 項に定める地域
- (イ) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 2 条第 1 項に定める地域（同法第 3 条、同法第 41 条から第 43 条の規定により過疎地域とみなされる区域を含む）
- (ウ) 福島県市町村振興基金貸付規則（昭和 63 年規則第 30 号）第 2 条第 3 項に定める準過疎地域振興枠に区分される地域
- (エ) 豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 2 項に定める特別豪雪地帯として指定した地域

② 補助上限額 5 億円

（コールセンター、データセンター又はそれに類似する業種については 1 億円）
 ※予算を上回る申請があった場合には、補助率の調整を行うことがあります。

③ 共同申請について

- 申請事業者単独での申請を原則としますが、申請事業者単独では事業が成立しない場合（下記例参照）は、複数企業による共同申請を認めます。ただし、主となる企業が従たる企業から事務等の全面委任を受ける必要があります（主となる企業が幹事会社として代表となり、補助金申請手続等の一切の手続（補助金の返還を含む。）を行う）。

【例】設備投資機能、生産企画機能、生産機能、物流機能等がそれぞれ別会社に分散している場合（製造機能又は物流機能を子会社に委譲している場合等）

- 指定申請書等のほか追加で提出が必要な書類があるので、共同申請を行う場合には、事前に企業立地課に御相談ください。

（４）投下固定資産額及び雇用の要件

下表の左欄に掲げる投下固定資産額ごとに、同表の右欄に掲げる数の者を新規に雇用することとします。

なお、投下固定資産額が 1 億円未満（地域活性化等枠の場合 5 千万円未満）の事業は対象外となります。

投下固定資産額	新規地元雇用者数
1 億円以上(地域活性化等枠(※) 5 千万円以上)	5 人以上（地域活性化等枠 3 人以上）
10 億円以上	8 人以上（地域活性化等枠 4 人以上）
30 億円以上	10 人以上(地域活性化等枠 5 人以上)
50 億円以上	50 人以上(地域活性化等枠 10 人以上)
(ICT 関連産業投資企業のみ) 1 千万円以上	3 人以上

【留意点】

- ア 新規地元雇用者とは指定を受けた日以降、実績報告書を提出する日までに、対象の工場等で勤務することを前提に直接雇用した正規雇用者及び非正規雇用者（以下、「正規雇用者等」という。）のうち、県内に住所を有し、勤務する者をいいます。
- イ 正規雇用者とは、次の要件を満たす者をいいます。
- ・雇用期間に定めがないこと
 - ・勤務時間が、就業規則等に定める時間と同等であること
- ウ 非正規雇用者とは、次の要件を満たす者をいいます。
- ・雇用契約を締結し、週20時間以上勤務する形態で雇用保険に加入していること。
- エ 新規地元雇用者数のうち1／3を上限として非正規雇用者を新規地元雇用者に算入することができます（小数点以下の端数は切り捨て）。
- オ 交付申請の際は、指定を受けた日の従業員数が確認できる公的な書類（指定を受けた日に取得した事業所別被保険者台帳、従業員名簿）を提出してください。
- カ 雇用要件に定める新規地元雇用者数については、補助事業の完了した日の属する補助事業者の会計年度の翌年度から5年後の会計年度末時点まで維持しなければなりません。雇用者数が維持されていない場合、補助金の一部を返還させることがあります。

3. 事業実施期間について

原則として、指定日から3年以内に事業を完了（申請書に記載された新規地元雇用者数が確保され、工事が完了し、経費が全て支払われた時点をいう。以下同じ。）してください。

4. 補助事業者の責務等について

本補助金の利用に際しては、以下に記載した事項の他、本補助金交付要綱、福島県補助金等の交付等に関する規則等の規定を遵守してください。

- ① 本補助金が県民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれているものであることに留意し、法令の定め及び補助金等の交付の目的に従って誠実に補助事業を行い、その後の財産の適切な管理をお願いします。
- ② 指定された場合には、補助事業の進捗状況調査、補助金支払のための完了検査、補助金支払完了後の検査・現況調査等を実施します（協力が得られない場合、補助金返還等が必要になる場合があります）。また、担当者、連絡先住所などの変更があった場合には県（企業立地課）まで御連絡ください。

なお、補助金不正受給等を防止するため、補助対象物品の納入業者への調査（施設、設備を貴社へ納入した業者への直接調査）を実施する場合がありますので、事前の周知、協力依頼をお願いします。

5. その他

- ① 今回提出された申請書の内容を厳正に審査した上で指定し、その後、補助金交付申請等の所定の手続を経た上で補助金の額を決定します。
- ② 補助金の支払は、原則、**金額の確定後、最大5年分割の精算払い**となります。
- ③ 国、県（特殊法人等を含む。）が助成する他の制度と重複した申請は認められません。なお、他の制度との関係で疑問等があれば、事前に御相談ください。
- ④ **発注に当たっては、必ず2者以上の見積を取ってください。**補助対象額を算定する際、実際に購入した金額と相見積の金額を比較して、低い方の金額が補助対象額となります。相見積書がない購入等は補助対象外となる場合があります。

6. 指定申請書類の提出について

（1）受付期間

令和8年8月5日(水)～10月7日(水)まで[郵送の場合は必着]

（2）事前相談

申請しようとする場合は、事業内容、投資計画、雇用計画等について、必ず事前に県担当者へ説明をお願いします（電話で日程調整を行った上で御来庁ください）。

※ 締切直前は大変混み合いますので、余裕を持って御相談ください。

（3）提出方法

申請書類を作成の上、1部を**受付期間内に県庁企業立地課へ持参又は郵送にて提出**してください。

（4）問合せ先・申請書類提出先

福島県福島市杉妻町2-16 福島県企業立地課（西庁舎12階）

電話：024-521-8523

※受付時間、9:00～12:00及び13:00～17:00（土日、祝祭日除く）

（注）FAX及び電子メールによる提出は受け付けません。

（5）提出書類

- ① 提出に際しては、「ふくしま産業活性化企業立地促進補助金交付要綱」に規定する様式を使用してください。
- ② 以下の「提出書類一覧表」の書類を、片面印刷（A4版）した正本1部を紙媒体で提出してください（必要に応じて記載枠を拡大して記入することは構いません）。

- ③ 審査は提出書類に基づき行います。

なお、審査期間中、必要に応じ追加資料を提出していただくことがあります。

- ④ 「提出書類一覧表」にある提出書類や追加説明資料は返却いたしません。

「提出書類一覧表」

【交付要綱第4条に規定する書類】

- ☐ ふくしま産業活性化企業立地促進補助金対象企業指定（変更）申請書（第1号様式）
※ 指定申請書記載の「大企業・中小企業の別」については、別紙を参照すること。
- ☐ (1) 立地予定位置図（2万5千分の1又は5万分の1の地形図）
- ☐ (2) 工場等の主要施設の配置計画図（500分の1程度の縮尺による図面）
- ☐ (3) 定款及び沿革を明らかにした書類
- ☐ (4) 登記事項証明書
- ☐ (5) 直近の3年間ににおける決算報告書（貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売費及び一般管理費明細書を含むもの）
- ☐ (6) 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約書・同意書（第1号参考様式）
- ☐ (7) 役員等一覧（第2号参考様式）
- ☐ (8) その他知事が必要と認めるもの
 - ① 企業の概要（会社パンフレット等）
 - ② 工場等の平面図（増設の場合は現工場の平面図も添付）
 - ③ 工場等の機械設備配置がわかる図面等（増設の場合は投資前の配置図面等も添付）
 - ④ 全体計画の工程表
 - ⑤ 補助対象とする固定資産明細書 ※参考様式参照
 - ⑥ 上記⑤ 固定資産明細書に記載した金額の算出根拠資料（見積等）
 - ⑦ 指定申請日現在の直接雇用の従業員名簿（正社員、1年以上の雇用期間の者、1年未満の雇用期間の者の別を明記したもの） ※参考様式参照
 - ⑧ 指定申請日現在の「事業所別被保険者台帳照会の写し」

【事前着手のための申請書類】（※必要とする企業のみ提出）

- ☐ 事前着手承認申請様式
指定を受ける前に発注・購入・契約等が行えないことにより、代替性の低い進出予定地が確保できなくなる、供給先からの発注に 대응できなくなる、競合他社との受注競争において著しく不利になるなど、企業立地の機会を失いかねない多大な損失が発生することについての具体的な説明等を記載してください。
- ☐ 補助対象事業の今後の生産計画
事前着手部分を明記してください。
- ☐ 補助対象事業の工事等の計画
事前着手部分を明記してください。

(6) インターネットによる案内

募集要領は下記ホームページにも掲載しています。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/ps-fukushimasangyoukasseika.html>

※検索ワード

県庁トップページ右上の検索窓に、 **ふくしま産業活性化企業立地促進補助金**

※ 申請書様式等は、ホームページからダウンロードすることができます。

7. 審査及び結果通知について

補助対象企業の指定は、審査会による審査を行った上で決定し通知します。

(1) 主な審査内容

① 補助対象要件

- ア 補助事業の目的に合致しており、かつ要件を満たしていること
- イ 増設については、投資により機械設備が増加する等、現行事業内容より生産能力が増加していること（補助対象経費は生産能力の増加分に相当する経費となります。）
- ウ 補助対象外経費が含まれていないこと

② 事業内容

- ア 補助事業者としての適格性
 - ・事業を円滑に遂行するための資金力、経営基盤を有していること
 - ・補助事業を円滑に遂行するための十分な体制を有していること
- イ 事業計画の適切性
 - ・資金計画が適正であること（売上を大きく上回る投資額でないか、金融機関からの過大な借入を予定していないか等）
 - ・積算過大ではないこと（生産計画と比べて過大な建物建築・設備導入でないか、華美なデザインを施す予定でないか、現在の従業員数を大きく超える雇用計画でないか等）
 - ・事業の継続性が見込めること（今後の販売が十分に見込めるか等）
- ウ 事業の成長性・将来性
 - ・将来的に市場規模の拡大等が見込めること（世界的・全国的な将来性のみでなく、申請者の取引可能な範囲での将来性はあるか等）
- エ 新規地元雇用の増加が確実に見込め、その後維持されること
- オ 地域経済への波及と地域振興への貢献が期待されること
- カ その他（財務状況要素等）

(2) 公募のスケジュール

令和8年8月5日(水)	受付開始
令和8年10月7日(水)	受付締切
令和8年10月8日(木)～同年11月	指定審査
令和8年12月中	指定通知

※ 指定通知後、事業着手（発注・購入・契約・新規地元雇用者の採用）が可能となります。

(3) その他

申請書類の取扱は厳重に行い、企業秘密保持の観点から申請者の了解なしには申請の内容等の公表は行いません。

ただし、指定後に企業名、立地場所及び計画概要は公表いたします。

別紙

申請書に記載する「大企業・中小企業」の区分は以下の通りです。

大企業 ……中小企業以外の企業をいう。

中小企業……以下の資本金基準又は従業員基準のいずれかを満たす企業又は個人をいう。

業種分類	資本金基準 (資本金の額又は出資の総額)	従業員基準 (常時使用する従業員の数)
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）は、資本金3億円以下または従業員900人以下、ソフトウェア業・情報処理サービス業は、資本金3億円以下または従業員300人以下。

ただし、次のいずれかに該当する中小企業（以下、「みなし大企業」）は除く。

- ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
- ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業